

## 決済保証準備金の見直しに伴うCDS清算業務に関する 清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正について

### I. 改正趣旨

CDS清算業務における債務負担の状況を踏まえ、当社が積み立てる決済保証準備金の額を見直すこととし、CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則について、以下のとおり改正を行う。

### II. 改正概要

第二階層CDS決済保証準備金の額を15億円とする。

(備考)

CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第4条等

### III. 施行日

2019年5月27日から施行する。

以 上

## CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(第二階層CDS決済保証準備金の積立て等)</p> <p>第4条 当社は、第二階層CDS決済保証準備金として<u>15</u>億円を積み立てる。</p> <p>2 本業務方法書等の定めるところにより第二階層CDS決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を第二階層CDS決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>15</u>億円を上限とする。</p> <p>(回収金等の分配を受ける清算参加者が存在しない場合の取扱い)</p> <p>第35条 当社は、業務方法書第111条第1項各号の額の分配を受ける清算参加者が存在しない場合には、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号の定めるところにより当該額からその回収等に要した諸費用を控除した残額を処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、前号による積立て後の残額を、第二階層CDS決済保証準備金の積立額が<u>15</u>億円に満つるまで、第二階層CDS決済保証準備金として積み立てる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和元年5月27日から施行する。</p> | <p>(第二階層CDS決済保証準備金の積立て等)</p> <p>第4条 当社は、第二階層CDS決済保証準備金として<u>5</u>億円を積み立てる。</p> <p>2 本業務方法書等の定めるところにより第二階層CDS決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を第二階層CDS決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>5</u>億円を上限とする。</p> <p>(回収金等の分配を受ける清算参加者が存在しない場合の取扱い)</p> <p>第35条 当社は、業務方法書第111条第1項各号の額の分配を受ける清算参加者が存在しない場合には、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号の定めるところにより当該額からその回収等に要した諸費用を控除した残額を処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、前号による積立て後の残額を、第二階層CDS決済保証準備金の積立額が<u>5</u>億円に満つるまで、第二階層CDS決済保証準備金として積み立てる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> |